

「離職された皆様へ」変更表

雇用保険制度の改正により、令和7年4月1日以降、失業給付等の取り扱いについて一部変更されています。

以下の点にご注意の上、「離職された皆様へ」をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

○3 ページ

「特定理由離職者とは」点枠内

【変更前】これに該当する方は 2か月又は3か月の給付制限がなくなります。

【変更後】これに該当する方は 1か月～3か月の給付制限がなくなります。

○4 ページ

⑦支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

「自己都合、懲戒解雇による離職」枠内

【変更前】離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）
+ 2か月又は3か月（給付制限）が経過した後

【変更後】離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）
+ 1か月～3か月（給付制限）が経過した後

※教育訓練等を受けた場合、給付制限が解除される場合があります。

「例2 自己の都合により離職した場合」図内

【変更前】給付制限期間（2か月又は3か月）

【変更後】給付制限期間（1か月～3か月）

○5 ページ

給付制限



【変更前】自己都合、懲戒解雇で退職された方は待期満了の翌日からさらに3か月間基本手当は支給されません。なお、令和2年10月1日以降に自己都合により離職された方は、5年のうち2回までは、待期満了の翌日からさらに2か月間基本手当は支給されません。これを「給付制限」といいます。

【変更後】自己都合で退職された方は待期満了の翌日からさらに1か月間（離職日が令和7年3月31日以前である場合は2か月間）基本手当は支給されません。なお、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた方は待期満了の翌日からさらに3か月間

基本手当は支給されません。また、懲戒解雇で退職された方は3か月間基本手当は支給されません。これを「給付制限」といいます。

○6 ページ

⑧早期の再就職に支給される手当

枠内⑤

【変更前】(※オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。)

【変更後】(※オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。また、教育訓練等を受け、給付制限が解除された場合であってもこの要件を満たす必要があります。)

6 ページ下方

【変更前】離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

【変更後】離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当が支給されます。

○8 ページ

⑩60歳以降に再就職された方には・・・

【変更前】(各月に支払われた賃金の15%が限度となります)

【変更後】(各月に支払われた賃金の15%が限度となります。ただし、令和7年4月1日以降に受給資格を満たす場合は10%が限度となります。)